

墓地の経営許可を受けようとする方へ

(宗教法人墓地)

[申請について]

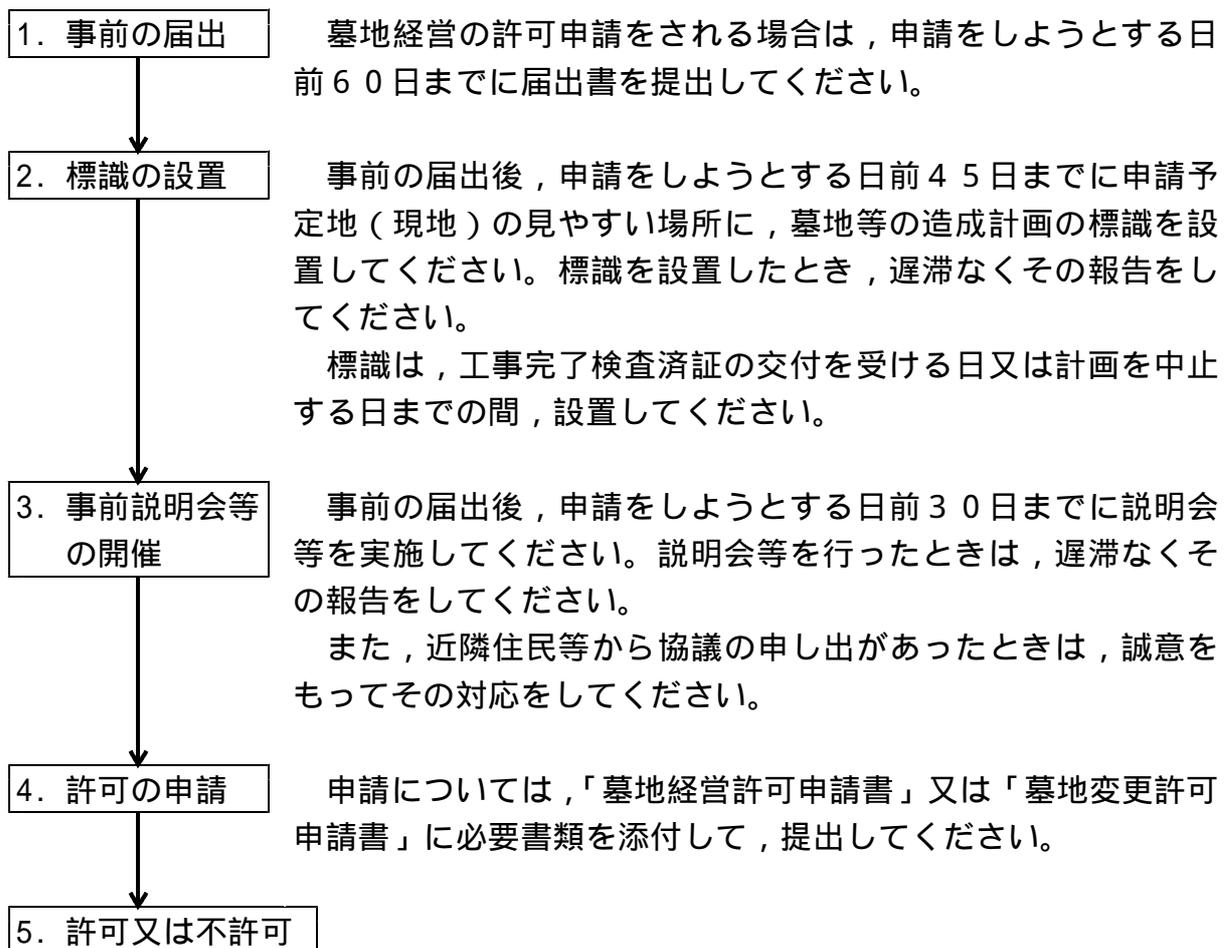
墓地を設置し経営しようとするときは、岡山県内に事務所を有する宗教法人に限って墓地の経営の許可申請をすることができます。ただし、別紙「墓地の許可基準の概要」に示す許可基準に適合していることが必要です。公益事業による経営については、宗教法人の登記簿の目的欄の変更（事業として墓地等の経営を行う旨の記載）と、併せて宗教法人規則中に所在地（地番）、名称を明記して墓地等の事業を行うことを記載し、会計上も宗教法人の一般会計と区分して特別会計とし、収支区分を明確にしてください。

[事前指導]

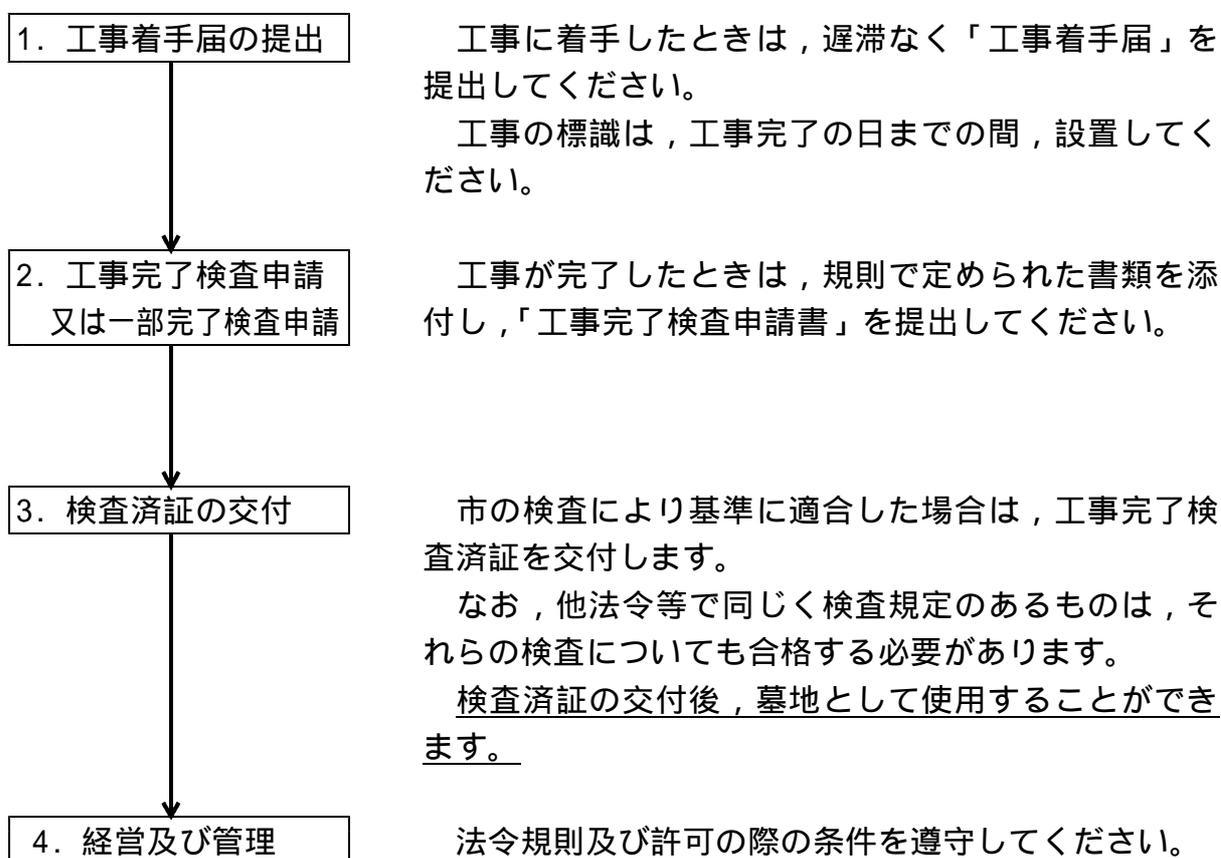
許可手続きを円滑にするため、許可申請前に関係機関で十分指導を受けてください。

なお、宅地造成等規制法等ほかの法令等で許可の必要のある場合は、それらの許可又は許可の見通しが無い場合には、許可の保留又は不許可となる場合があります。

[許可までの流れ]



[許可後の流れ]



各申請等の提出部数は正本・副本各1部

[担当課]

岡山市 市民局 生活安全課 墓地管理係

電話 086-803-1277

fax 086-803-1724

墓 地 等 の 許 可 基 準 の 概 要

許 可 基 準	新 設 及 び 変 更
許可の基準 (経営主体)	<p>第6条</p> <p>(1) 地方公共団体が設置するとき。</p> <p>(2) 宗教法人(岡山県内に事務所を有するものに限る)が自己所有地に設置する場合で、付近に墓地がない等相当の事由があると認められるとき。</p> <p>(3) 規則で定める小規模なものであって、付近に利用することができる墓地がなく、規則で定める特別の事由があると認められるとき。</p> <p>条例第2条の2(申請前の届出)及び条例第2条の3(標識設置及び説明会開催)の手続きをへたもの。</p> <p>個人墓地(上記(3)について(規則第6条))</p> <p>小規模とは、20.0㎡以下</p> <p>特別な事由とは、</p> <p>ア 災害又は公共事業のため墓地を移転するとき。(従前の面積まで申請可)</p> <p>イ 自己又は親族のために、自己又は親族の既存墓地に隣接して設置するとき。</p> <p>ウ 自己又は親族のために設置する場合で近接して多数の墳墓があり、支障がないと認めるとき。</p> <p>エ 自己又は親族のために設置する場合で、山間その他交通の不便な場所でやむを得ないと認めるとき。</p>
設置場所の基準	<p>第7条</p> <p>(1) 国道、県道、鉄道、公園、学校、官公署、その他規則で定める公共施設、住宅、医療施設の敷地から100m以上離れていること。(納骨堂は50m以上離れていること。)</p> <p>ただし、住民の宗教的感情に適合するときその他の公共の福祉に反しないと認められる特別の事由があると市長が認めるときはこの限りではありません。</p> <p>(2) 飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生上支障がないこと。</p> <p>(3) 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。</p>
構造設備の基準	<p>第8条</p> <p>(1) 境界に障壁、垣根等を設けること。</p> <p>(2) 砂利敷き等の構造で幅員1m以上の通路を設けること。</p> <p>(3) 雨水等が停留しないよう排水路を設けること。</p> <p>(4) 給水設備、ごみ処理設備を設けること。</p> <p>基準の緩和等(第14条)</p> <p>個人墓地については、住民の宗教的感情に適合し、公衆衛生上支障のない範囲で上記の基準の一部を緩和し又は適用しないことができる。</p>

<p>墓地の造成工事 の基準</p>	<p>第 9 条 (1) 墓地の造成工事の基準 宅造法施行令第 2 条の技術的基準に準ず。 (2) 造成 宅造法施行令第 3 条の土地の形質の変更に準ず。</p> <p>適用除外 (第 1 5 条第 2 項) 公共団体及び個人の墓地については造成工事の基準を適用しない。</p>
------------------------	---

他法令の許可等

関係法令	規制の内容	担当課	許可等
都市計画法	都市計画区域内において、1 ha以上の墓地を造成しようとする場合は、開発行為の許可を受ける。	開発指導課	要・不要
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内に、墓地を造成しようとする場合は、許可を受ける。	開発指導課	要・不要
森林法	(1) 保安林の区域内に墓地を造成しようとする場合は、農林水産大臣又は知事の保安林指定の解除を受ける。 (2) 地域森林計画の対象民有森の区域内で1 haを越える墓地等を造成しようとする場合は、知事の開発行為の許可を受ける。 (3) 地域森林計画の対象民有森の区域内で1 ha以下の墓地等を造成しようとする場合は、知事に伐採届けを届け出る。	農林水産課	要・不要
岡山県県土保全条例	都市計画区域外において1 ha以上の墓地を造成しようとする場合は、開発行為の許可を受ける。 なお、10ha以上の開発計画については知事との事前協議及び関係市町村と開発協定等の手続きが終わってから許可の申請をする。	開発指導課	要・不要
国土利用計画法	(1) 規制区域内の場合、土地に関する権利の移転等をしようとするときは、知事の許可を受ける。 (2) 規制区域外の場合において、市街化区域 2,000㎡以上、その他都市計画区域 5,000㎡以上、その他の区域10,000㎡以上の土地に関する権利の移転等をするとき。	企画局 企画総務 調査担当	要・不要
農地法	農地に墓地等を造成しようとする場合は、農林水産大臣又は知事の農地転用の許可を受ける。	各区の 農業委員会	要・不要

関係法令	規制の内容	担当課	許可等
農業振興地域の整備に関する法律	農用区域内に墓地等を造成しようとする場合は、農用区域内の除外手続きが必要である。	農林水産課	要・不要
自然公園法	(1) 国立公園又は国定公園の特別区域、特別保護区域に墓地等を造成しようとする場合は、環境庁長官又は知事の許可を受ける。 (2) 国立公園又は国定公園の普通地域内に墓地等を造成しようとする場合は、知事に届け出る。	環境保全課	要・不要
建築基準法	(1) 建築物の建築等に関する確認が必要な場合は、建築確認を受ける。 (2) 火葬場を新設変更しようとする場合は、第51条(卸売市場等のように供する特殊建築物の位置)の規定により、建築位置の規制を受ける。	建築指導課	要・不要
文化財保護法	(1) 周囲の埋蔵文化財法包蔵地内に墓地等を造成しようとする場合は、文化庁長官に届け出る。 (発掘に着手する60日前) (2) 史跡、名勝、天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官の許可を受ける。	教育委員会 文化財課	要・不要
墓地等の経営の許可等に関する条例	地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域内の土地を含まないこと。 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこと。	農林水産課 河川港湾課	含む・含まない 含む・含まない
県立自然公園条例	自然公園の区域で普通地域内において土地の形状を変更する行為をしようとする者は、規則で定める事項を届け出なければならない。	環境保全課	要・不要